

土木工学・建築学委員会気候変動と国土分科会小委員会の設置について

小委員会等名：流域治水に資する建築物の耐水設計検討小委員会

1	所属委員会名	土木工学・建築学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員若しくは会員又は連携会員以外の者
3	設置目的	<p>土木工学・建築学委員会気候変動と国土分科会では、気候変動の影響を受けて激甚化する水災害に対応した新たな「流域治水」による防災・減災対策（適応策）のために不可欠となる知見や科学・技術について審議することとしている。</p> <p>流域治水を効果的に進めるためには、治水対象の地域内に存在する建築物等における水害対策と、治水インフラ整備との調和・連携が重要である。即ち両者の連携のために、河川氾濫等による洪水のハザードに関して共通の認識を持ち、水害に関するハザード情報が地域の建築物の対策に活かされ、逆に地域の建築物や諸施設の状況を踏まえた治水インフラの整備計画を進めることが肝要である。</p> <p>本小委員会では、建築物に関する過去の水害や対策事例、活用可能な洪水情報を整理した上で、建築物の水害対策の考え方を提案する。また、建築物や地域の水害対策に適用可能な、河川氾濫等による浸水等のハザード情報のあり方とその活用、および必要な活動などの具体的な内容についても、建築分野、土木分野、地域計画分野の技術者が共同で検討する。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の対水害性能を確保する方法論 (建築物設計の基本的考え方、具体的方法) 2. 建築（・地域）の設計・計画に必要な洪水ハザード情報のあり方 3. 上記に関連して整備すべき事項の整理（土木分野、建築分野） <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和3年8月26日～令和5年9月30日
6	備考	※25期にて初設置

